議　　第　　５　　号

平成２２年２月１７日提出

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本県後期高齢者医療広域連合

連合長　　幸　山　政　史

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「０．０８６２」を「０．０９０３」に改める。

第１０条中「４６，７００円」を「４７，０００円」に改める。

附則に次の各条を加える。

（平成２２年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第１６条　平成２２年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条」とあるのは、「第１５条若しくは第１６条又は附則第１７条若しくは附則第１８条」とする。

（平成２２年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１７条　平成２２年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第１項第１号、第１号の２及び第２号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過す

る月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「１０分の５」とあるのは「１０分の９」とする。

（平成２２年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第１８条　平成２２年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１５条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。

２　前項の規定は、平成２２年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１５条第１項第１号の２の規定を適用する場合においては、適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第９条及び第１０条の規定は、平成２２年度分の保険料から適用し、平成２１年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提出理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１０４条第３項の規定による平成２２年度及び平成２３年度の後期高齢者医療制度の保険料率の改定並びに平成２１年１２月２４日の厚生労働省保健局高齢者医療課通知による平成２２年度における保険料軽減措置を実施するため、本広域連合の後期高齢者医療に関する条例を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。